

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社アイケイコーポレーション
代表取締役社長 加 藤 義 博

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年11月25日午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年11月26日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷三丁目11番12号
東京自動車サービス健康保険組合会館4階 大講堂
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第11期（平成20年9月1日から平成21年8月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
 2. 第11期（平成20年9月1日から平成21年8月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 第11期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集ご通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ikco.co.jp/>）において掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成20年9月1日から  
平成21年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的金融市場の混乱に加え、日本株式市場の大幅下落、急激な円高による輸出企業の収益の減少にともなう雇用情勢の悪化等から、企業の設備投資や個人消費が減少し、景気の低迷が続く厳しい状況となりました。

当社グループが属するオートバイ業界におきましては、国内におけるオートバイ保有台数が1,278万台（平成20年3月末現在、出所：社団法人日本自動車工業会）といわれており全体として微減する傾向にあります。しかし、比較的市場価値の高い軽二輪・自動二輪といった大型オートバイの保有台数には増加傾向がみられます。一方で、当連結会計年度においては、当社グループの主たる販売先（出品先）である中古オートバイオークション市場において、平成20年10月以降、世界的な不況・円高等の影響によってオークションに参加する輸出業者の買い控え等が発生し、著しい相場下落が見られました。しかし、平成21年1月以降は、オークション相場は落ち着きを取り戻し、例年の季節トレンドを踏襲しながら推移いたしました。8月は若干の低下が見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、「バイク王」をコアブランドとする中古オートバイ買取販売において、従来からの積極的な広告展開や多店舗展開による認知度・信用力の向上に加え、広告宣伝施策の改善に効果が認められ、販売台数が増加いたしました。

しかしながら、上記のオークション相場の著しい下落等にもない、当社グループはオークション相場の変動に対応した買取価格の見直しを図る等、粗利額確保の施策を実施いたしました。平均売上単価（一台当たりの売上高）ならびに平均粗利額（一台当たりの粗利額）が低下いたしました。

その結果、売上高23,502,365千円（前年同期比4.4%減）、営業利益646,542千円（同65.3%減）、経常利益671,941千円（同64.7%減）、当期純利益251,257千円（同70.4%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### [中古オートバイ買取販売事業]

中古オートバイ買取販売に関しては、上記のとおり、販売台数は増加いたしました。平均売上単価ならびに平均粗利額が低下いたしました。

また当初の計画どおり、商圈の重複する店舗、立地として最適といえない店舗等の見直しを図り、店舗当たりの取扱台数の増加を目的とした店舗展開の効率化を鑑みながら、15店舗を新規出店するとともに、6店舗を閉鎖いたしました。加えて、増加するお申し込み件数への対応およ

び災害等のリスクに備え、第二インフォメーションセンターを開設いたしました。

オートバイ小売販売に関しては、新ブランド「バイク王ダイレクトSHOP」を中心に、積極的な販売活動、小売販売店のブランディング強化および将来的な多店舗展開を視野に入れた基礎構築を進めてまいりました。なお、「バイク王」のブランド力・スケールメリットを活かし、買取販売とのシナジー効果の追求を目的に、小売販売店「テクノスポーツ」の看板を「バイク王ダイレクトSHOP」へ切り替え、小売販売ブランドの統合を進めております。

以上の結果、直営店舗数は111店舗（買取販売店：100店舗、小売販売店：10店舗、パーツ販売店：1店舗）となり、売上高は23,108,357千円（前年同期比5.2%減）、営業利益は667,722千円（同65.7%減）となりました。

#### [オートバイ駐車場事業]

子会社「株式会社パーク王」にて展開するオートバイ駐車場事業において、事業地の確保・拡大戦略から収益性の向上を中心に置いた事業展開に努めてまいりました。その結果、577車室（時間貸477車室・月極100車室）を新規に開設するとともに、160車室（時間貸109車室・月極51車室）を閉鎖しており、車室数は1,568車室（時間貸1,032車室・月極536車室）となりました。

以上の結果、売上高は394,368千円（前年同期比82.5%増）、営業損失は24,537千円（前年同期は80,253千円の営業損失）となりました。

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は504,577千円で、その内訳は以下のとおりであります。

##### [中古オートバイ買取販売事業]

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 買取販売店舗・小売販売店舗の移転および新規出店等に係る敷金・保証金 | 35,401千円  |
| 買取販売店舗・小売販売店舗に係る建物付属設備等           | 233,756千円 |
| リース資産                             | 61,691千円  |
| 無形固定資産                            | 48,726千円  |

##### [オートバイ駐車場事業]

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 時間貸駐車場事業地等の設営工事費、駐車場機材等 | 125,000千円 |
|-------------------------|-----------|

#### ③資金調達の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

#### ④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

#### ⑤他の会社の事業の譲受の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

#### ⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

- ⑦他の会社の株式その他持分または新株予約権の取得または処分の状況  
平成20年9月8日付でタイ国における中古オートバイの買取販売を目的に、SIAM IK CO., LTD. を設立いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

| 区分                | 第8期<br>(平成18年8月期) | 第9期<br>(平成19年8月期) | 第10期<br>(平成20年8月期) | 第11期<br>(当連結会計年度<br>(平成21年8月期)) |
|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)           | 16,709,192        | 20,379,968        | 24,588,896         | 23,502,365                      |
| 営業利益(千円)          | 1,182,437         | 1,574,222         | 1,864,008          | 646,542                         |
| 経常利益(千円)          | 1,265,049         | 1,604,516         | 1,904,803          | 671,941                         |
| 当期純利益(千円)         | 616,243           | 740,169           | 847,869            | 251,257                         |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 12,546.95         | 4,859.27          | 5,555.13           | 1,643.75                        |
| 総資産(千円)           | 4,690,404         | 5,556,289         | 6,364,227          | 6,350,850                       |
| 純資産(千円)           | 3,107,015         | 3,845,068         | 4,626,136          | 4,728,568                       |
| 1株当たり<br>純資産額(円)  | 61,214.20         | 25,021.92         | 29,823.84          | 30,460.54                       |

- (注) 1. 当社は第9期より会社法第2条第6号に規定する大会社となったことから、第8期に関しましては会計監査人の監査を受けておりません。
2. 記載金額は千円未満を切捨て、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
3. 第8期の平成18年1月17日付で当社株式1株につき4株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 第9期の平成18年12月1日付で当社株式1株につき3株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
5. 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し

ております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

## ②当社の財産および損益の状況

| 区分                | 第8期<br>(平成18年8月期) | 第9期<br>(平成19年8月期) | 第10期<br>(平成20年8月期) | 第11期<br>(当事業年度)<br>(平成21年8月期) |
|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)           | 16,653,377        | 20,035,959        | 23,925,796         | 23,108,357                    |
| 営業利益(千円)          | 1,231,078         | 1,839,797         | 2,182,562          | 667,722                       |
| 経常利益(千円)          | 1,312,317         | 1,861,891         | 2,202,414          | 706,313                       |
| 当期純利益(千円)         | 660,340           | 998,376           | 678,766            | 109,321                       |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 13,445.06         | 6,554.42          | 4,447.19           | 715.19                        |
| 総資産(千円)           | 4,655,993         | 5,595,815         | 6,424,204          | 6,184,284                     |
| 純資産(千円)           | 3,147,412         | 4,147,373         | 4,759,338          | 4,720,912                     |
| 1株当たり<br>純資産額(円)  | 62,084.05         | 27,004.46         | 30,695.26          | 30,410.46                     |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切捨て、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益は小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 第8期の平成18年1月17日付で当社株式1株につき4株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
3. 第9期の平成18年12月1日付で当社株式1株につき3株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。  
この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金       | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                       |
|----------------------|-----------|---------|-------------------------------|
| 株式会社<br>パーク王         | 80,000千円  | 100.0%  | 駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売、駐車場の管理等 |
| SIAM IK<br>CO., LTD. | 4,000千バーツ | 48.0%   | 中古オートバイ買取販売                   |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは長期的な成長を見込み、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

#### ① 積極的かつ効率的な広告宣伝活動について

広告宣伝活動は当社グループのビジネスモデルの起点であり、顧客獲得のための必須要素となっています。また、オートバイ買取業界においては、認知度の向上が競争優位の獲得につながります。このため、当社グループでは、顧客獲得、オートバイ買取業界の認知度および企業認知度の向上、またコアブランド「バイク王」のブランディング等を念頭に積極的な広告宣伝活動を展開してまいりました。

この結果、「バイク王」についてはある程度の認知度を獲得できたものと考えております。しかしながら、事業拡大にともなって広告宣伝費の売上高占有率に増加傾向がみられ、この点の解消が今後の事業展開における課題になるものと考えております。したがって、今後の広告宣伝活動では、引き続き顧客獲得のために積極的な資金投下を進めるだけでなく、従来の広告出稿方法の精査・見直しによってコストを削減し、広告宣伝活動の効率化、最適化を図ってまいります。

#### ② 店舗展開等の効率化について

当社グループでは、広告メディアを通じての広告宣伝活動とともに多店舗展開による露出機会の増加によって「バイク王」の認知度向上を図ること、また商圈細分化によって業務効率の向上（出張買取距離の短縮化等）を図ること等を当初の目的として多店舗展開を推進してまいりました。この結果、「バイク王」は全国40都道府県100店舗展開（平成21年8月末日現在）となりました。

一方で、店舗数の増加等にともない、採算性の低い非効率な店舗も見受けられるようになってきたため、従来の営業活動の効率化に基づく店舗展開に留まらず、店舗別損益の視点等、より経営効率を重視することが今後における課題として生じてまいりました。

また、今後においては中古オートバイ買取販売とオートバイ小売販売の連動および物流センターを含む流通網の再構築等も検討する必要があると考えております。

このため、上記の課題を念頭に、特に「バイク王」店舗においては、一店舗当たりの取扱台数を増加させるとともに、商圈の重複する店舗、立地として最適と見えない店舗等の移転・閉鎖を検討し、店舗展開の効率化を進めてまいります。

### ③ オートバイ小売販売店の展開について

当社グループでは、オートバイユーザーとの新たな接点を生むオートバイ小売販売を、中古オートバイ買取販売に次ぐ新たな収益の柱であると位置づけております。今後も計画の進捗に細心の注意を払いながら、小売販売店のブランディングの強化、「バイク王」との連動および将来的な多店舗展開を視野に入れた基礎・基盤の確立を図り、ビジネスモデルの構築に努めてまいります。

なお、具体的には他社との差別化を図る目的で、小売販売店のブランドを「バイク王ダイレクトSHOP」に統一するとともに、店舗の大型化、排気量構成・商品ラインナップの充実およびこれを補完する迅速な商品供給体制の構築等を推進し、ビギナーや女性ユーザー等の新規顧客層を含む幅広い顧客層への訴求に努めてまいります。

### ④ オートバイ駐車場事業の展開について

当社グループは、オートバイ駐車場事業を長期的なビジネスチャンスと捉えており、更なる利益確保型の堅実な事業地展開に努め、潜在的な需要を掘り起こすとともに、オートバイの利点を活かして自動車の駐車場としては利用することができない狭小地等の有効利用を推進してまいります。また、オートバイ駐車場事業に関しては勃興期であるため、規模の拡大より効率的な事業地開発に重点を置き、先行投資の視点よりも収益の確保を前提とし、マーケットの動向を見ながら慎重に業績の拡大を図り、ビジネスモデルの構築に努めてまいります。

### ⑤ 管理体制の充実・強化について

当社グループは新たな事業領域の開拓や規模の拡大を進めている段階であり、当社グループの管理および業務フローが正しく維持・適用されるように、管理体制全般の点検を継続的に実施するとともに、適正な人員配置を通じて内部管理体制の改善を図ってまいります。

### ⑥ 人事制度の強化について

当社グループは事業拡大と成長において最も重要な経営資源が「ヒト」であると考えております。当社グループは、従来から顧客満足度を向上させるための従業員教育を施し、付加価値の高い顧客サービスの充実に注力してまいりました。

また、各種システムの整備と業務の標準化により、従業員を入社後短期間で戦力化することが可能となり、結果としてサービスのレベルを落とすことなく、柔軟に事業を展開してまいりました。

今後もこの方針を堅持し、新卒および中途の採用活動とともに研修等の社員教育制度を充実させ、「従業員のベースラインの強化」、「ジェネラリストとしての上級管理職の育成」、「専門性の高いスペシャリストの育成」を戦略的に進めてまいります。また、変化の著しい外部環境にも迅速に対応すべく、外部から見識の高い人財（※）を必要に応じ採用いたします。

さらに、効率的な企業運営が可能となるよう組織パフォーマンスの最大化を図ることを目的に、各業務および業務システムの改善・充実、業務環境の見直しにともなう就業意識の向上を図り、企業成長のスピードおよび社会の要請に応える強固な組織体を構築してまいります。

※ 人財：当社グループでは、最も重要な経営資源が「ヒト」である、との考えに基づき、一般的な用語である「人材」ではなくあえて「人財」を用いております。

⑦ 良好なオートバイ環境への取り組みについて

現在、オートバイの放置車両、不法投棄等の様々な環境問題が生じており、オートバイ業界の課題として挙げられています。当社グループは、中古オートバイ買取販売の認知度を早期に向上させ、オートバイユーザーにリユースを促し、資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。また、違法駐車等の軽減等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なオートバイ環境の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年8月31日現在）

① 中古オートバイ買取販売事業

(i) 中古オートバイ買取販売

テレビ・WEB・ラジオ・雑誌等の各広告媒体を通じてオートバイユーザーに対し広告活動を展開することで、査定および買取を誘引し、オートバイの買取・仕入を行っております。これらのオートバイは、オートバイオークションを介して業者に、または直接業者に対して販売しております。

(ii) オートバイ小売販売

上記(i)におけるオートバイの一部をオートバイユーザーに小売販売しております。

(iii) パーツ販売

オートバイの買取を行い、市場に流通させる前の車輛整備時において発生するオートバイ専用のパーツをパーツオークションを介して業者に販売する、もしくは直営のパーツ販売店において新品パーツとあわせてオートバイユーザーに販売しております。

② オートバイ駐車場事業

駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売、駐車場の管理等



(6) 主要な事業所（平成21年8月31日現在）

|         |                | 名 称             | 所 在 地       |                 |
|---------|----------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 当<br>社  |                | 本 社             | 東京都渋谷区      |                 |
|         |                | インフォメーションセンター   | 埼玉県さいたま市大宮区 |                 |
|         |                | 第二インフォメーションセンター | 秋田県秋田市      |                 |
|         |                | 筑波物流センター        | 茨城県つくば市     |                 |
|         |                | さいたま物流センター      | 埼玉県さいたま市桜区  |                 |
|         |                | 横浜物流センター        | 神奈川県横浜市港北区  |                 |
|         |                | 名古屋物流センター       | 愛知県名古屋守山区   |                 |
|         |                | 大阪物流センター        | 大阪府門真市      |                 |
|         |                | 福岡物流センター        | 福岡県糟屋郡      |                 |
|         | 買取<br>販売<br>店舗 |                 | 北海道・東北エリア   | 宮城県仙台市泉区等8店舗    |
|         |                |                 | 関東エリア       | 埼玉県さいたま市北区等45店舗 |
|         |                |                 | 信越・北陸エリア    | 新潟県新潟市中央区等3店舗   |
|         |                |                 | 東海エリア       | 愛知県名古屋守山区等10店舗  |
|         |                |                 | 近畿エリア       | 大阪府大阪市東住吉区等18店舗 |
|         |                |                 | 中国・四国エリア    | 広島県広島市南区等8店舗    |
|         |                |                 | 九州・沖縄エリア    | 福岡県福岡市博多区等8店舗   |
|         | 小売<br>販売<br>店舗 |                 | 東北エリア       | 宮城県仙台市泉区        |
|         |                |                 | 関東エリア       | 東京都板橋区等5店舗      |
|         |                |                 | 東海エリア       | 愛知県名古屋みなと区等2店舗  |
|         |                |                 | 近畿エリア       | 兵庫県尼崎市          |
|         |                | 九州エリア           | 福岡県糟屋郡      |                 |
|         | パーツ販売店         | 東京板橋区           |             |                 |
| (株)パーク王 | 本 社            | 東京都渋谷区          |             |                 |

(7) 使用人の状況（平成21年8月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

| 区 分           | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|---------|-------------|
| 中古オートバイ買取販売事業 | 917名    | 110名増       |
| オートバイ駐車場事業    | 6名      | 1名減         |
| 合 計           | 923名    | 109名増       |

- (注) 1. 正規使用人のみで、派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。  
2. 前連結会計年度末比109名の増加は、業容の拡大にともなう増加であります。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 917名    | 110名増     | 29.4歳   | 3.0年        |

- (注) 1. 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。  
2. 前事業年度末比110名の増加は、業容の拡大にともなう増加であります。

(8) 主な借入先（平成21年8月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数（平成21年8月31日現在） 600,000株  
②発行済株式の総数 152,856株  
③株主数 2,561名  
④大株主（上位10名）

| 株 主 名               | 当社への出資状況 |         |
|---------------------|----------|---------|
|                     | 持 株 数    | 出 資 比 率 |
| 石 川 秋 彦             | 39,151 株 | 25.6 %  |
| 加 藤 義 博             | 35,195   | 23.0    |
| (有) ケ イ             | 9,000    | 5.9     |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)   | 8,684    | 5.7     |
| 石 川 ゆ か り           | 7,980    | 5.2     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 7,445    | 4.9     |
| 大 谷 真 樹             | 3,158    | 2.1     |
| 松 山 太 河             | 3,134    | 2.1     |
| 加 藤 信 子             | 2,940    | 1.9     |
| アイケイコーポレーション従業員持株会  | 2,726    | 1.8     |

(注) 出資比率は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成21年8月31日現在)

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成17年11月29日                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の数                | 15個                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数   | 当社普通株式 45株<br>(新株予約権1個につき3株)                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払込みは要しない。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり 385,050円<br>(1株当たり 128,350円)                                                                                                                                                                                                             |
| 権利行使期間                 | 平成19年12月1日から<br>平成21年11月30日まで                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の主な行使条件           | ①新株予約権の割当を受けた者は、その割当を受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。<br>②新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。<br>③新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続きにおいて、付与を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。 |
| 保有人数                   | 当社監査役3名                                                                                                                                                                                                                                             |

(注)平成18年11月6日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月1日付で、1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。これにより新株予約権1個の目的となる株式の数および1株当たりの払込金額を調整しております。上記表は調整後の数字で記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況 (平成21年 8月31日現在)

#### (1) 取締役および監査役の状況

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当または重要な兼職の状況           |
|-----------|---------|-------------------------|
| 取締役 会長    | 石川 秋彦   | SIAM IK CO., LTD. 取締役社長 |
| 代表取締役 社長  | 加藤 義博   | ゲンダイエージェンシー(株)取締役       |
| 取締役 副社長   | 大谷 真樹   | 営業本部管掌<br>(株)パーク王取締役    |
| 取 締 役     | 山 縣 俊   | 総合管理本部管掌<br>(株)パーク王取締役  |
| 常 勤 監 査 役 | 増 渕 洋 吉 | (株)パーク王監査役              |
| 監 査 役     | 諏 訪 浩   | マークラインズ(株)監査役           |
| 監 査 役     | 長 坂 忠 宏 |                         |

- (注) 1. 監査役諏訪浩氏および長坂忠宏氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役諏訪浩氏は、大手金融機関の審査部門に長年在籍し、会計・企業財務に関する相当程度の知見を有しております。  
 3. 平成20年11月27日開催の第10期定時株主総会において、山縣俊氏は取締役に選任され就任いたしました。  
 4. 平成20年12月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名   | 新役職および担当         | 旧役職および担当                           |
|-------|------------------|------------------------------------|
| 山 縣 俊 | 取締役<br>総合管理本部管掌  | 取締役                                |
| 石川秋彦  | 取締役会長            | 取締役会長 経営管理室・<br>人財管理室・経営企画室<br>管掌  |
| 大谷真樹  | 取締役副社長<br>営業本部管掌 | 取締役副社長 営業本部<br>管掌兼ダイレクトショッ<br>プ本部長 |

5. 代表取締役社長加藤義博氏は平成21年6月21日付でゲンダイエージェンシー(株)の社外取締役に就任いたしました。

- (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役  
該当事項はありません。

- (3) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

| 区 分                | 支給人員       | 支給額                    |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役              | 4名         | 152,400千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 15,000千円<br>(7,800千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(2名) | 167,400千円<br>(7,800千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

4. 上記のほか、平成20年11月27日開催の第10期定時株主総会決議に基づく弔慰金として、下記のとおり支給しております。

取締役1名 8,100千円

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役諏訪浩氏は、マークラインズ株式会社の監査役であります。  
マークラインズ株式会社と当社の間には取引関係はありません。

②責任限定契約の内容

当社と各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。

③当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名  | 主な活動状況                                                                                                |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 諏訪 浩 | 当事業年度開催の取締役会22回中21回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ意見を述べております。また、監査役会において内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 長坂忠宏 | 当事業年度開催の取締役会22回中21回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ意見を述べております。また、監査役会において内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。 |

(注) 当事業年度中に開催された監査役会は17回であり、上記2名の社外監査役はそのすべてに出席しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

(2) 報酬等の額

|                                      | 支払額      |
|--------------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 45,000千円 |
| ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 46,550千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である、財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、特に定めておりません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について以下のとおり定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行なっていく。

また、代表取締役社長を最高責任者とした内部統制委員会を設置し、当社グループの横断的なリスクマネジメントおよび内部統制システムの整備・運用を推進する。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① アイケイコーポレーショングループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行なう。また内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、内部統制委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
- ⑥ 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、内部統制委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行ない、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行ない、発生の未然防止・低減に努める。

- ②重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ①取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制として、取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
- ②当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社取締役および当社部門責任者ならびに子会社取締役等によって構成される経営会議において議論し、その審議を経て取締役会に上程する。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、アイケイコーポレーショングループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。
- ②当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行ないガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。また子会社の取締役は、当社の経営会議に出席し、当社グループの重要事項について審議を行なう。
- ③内部監査室は子会社すべてについて経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行なわれているかを監査する。
- ④取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役会に報告する。  
また、監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役会が行ない、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
- ②上記監査役補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査役に報告する。
- ②監査役は、取締役会その他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

③監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

#### 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。



## 連結貸借対照表

(平成21年 8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,656,515</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,466,106</b> |
| 現金及び預金          | 3,337,456        | 買掛金             | 83,314           |
| 売掛金             | 159,202          | 短期借入金           | 238,000          |
| 商品              | 772,564          | リース債務           | 34,864           |
| 貯蔵品             | 21,955           | 未払金             | 528,048          |
| 前払費用            | 234,230          | 未払法人税等          | 284,180          |
| 繰延税金資産          | 42,901           | その他             | 297,699          |
| その他             | 88,627           | <b>固定負債</b>     | <b>156,176</b>   |
| 貸倒引当金           | △424             | リース債務           | 117,418          |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,694,335</b> | その他             | 38,757           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>895,346</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>1,622,282</b> |
| 建物及び構築物         | 601,982          | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 車両運搬具           | 62,224           | <b>株主資本</b>     | <b>4,657,154</b> |
| リース資産           | 138,983          | 資本金             | 585,650          |
| その他             | 79,650           | 資本剰余金           | 605,272          |
| 建設仮勘定           | 12,506           | 利益剰余金           | 3,466,230        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>139,431</b>   | 評価・換算差額等        | △1,077           |
| ソフトウェア          | 119,605          | 為替換算調整勘定        | △1,077           |
| その他             | 19,825           | <b>新株予約権</b>    | <b>72,492</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>659,557</b>   |                 |                  |
| 繰延税金資産          | 104,761          |                 |                  |
| 敷金・保証金          | 520,252          |                 |                  |
| その他             | 50,112           |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △15,569          | <b>純資産合計</b>    | <b>4,728,568</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,350,850</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>6,350,850</b> |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成20年9月1日から  
平成21年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売 上 高        |         | 23,502,365 |
| 売 上 原 価      |         | 10,870,124 |
| 売 上 総 利 益    |         | 12,632,240 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 11,985,698 |
| 営 業 利 益      |         | 646,542    |
| 営 業 外 収 益    |         |            |
| 受取利息及び受取配当金  | 3,312   |            |
| クレジット手数料収入   | 30,248  |            |
| 助 成 金 収 入    | 11,264  |            |
| 雑 収 入        | 29,876  | 74,700     |
| 営 業 外 費 用    |         |            |
| 支 払 利 息      | 7,585   |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 10,569  |            |
| 持分法による投資損失   | 28,785  |            |
| 雑 損 失        | 2,361   | 49,301     |
| 経 常 利 益      |         | 671,941    |
| 特 別 利 益      |         |            |
| 固定資産売却益      | 580     |            |
| 新株予約権戻入益     | 857     | 1,438      |
| 特 別 損 失      |         |            |
| 固定資産除却損      | 15,744  |            |
| 減 損 損 失      | 60,913  |            |
| そ の 他        | 6,505   | 83,163     |
| 税金等調整前当期純利益  |         | 590,216    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 302,019 |            |
| 法人税等調整額      | 36,940  | 338,959    |
| 当 期 純 利 益    |         | 251,257    |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成20年9月1日から  
平成21年8月31日まで）

（単位：千円）

|                                   | 株主資本    |         |           |           |
|-----------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
|                                   | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 株主資本合計    |
| 平成20年8月31日残高                      | 585,650 | 605,272 | 3,367,829 | 4,558,752 |
| 連結会計年度中の変動額                       |         |         |           |           |
| 剰余金の配当                            |         |         | △152,856  | △152,856  |
| 当期純利益                             |         |         | 251,257   | 251,257   |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動<br>額（純額） |         |         |           | —         |
| 連結会計年度中の変動額<br>合計                 | —       | —       | 98,401    | 98,401    |
| 平成21年8月31日残高                      | 585,650 | 605,272 | 3,466,230 | 4,657,154 |

|                                   | 評価・換算差額等 |            | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------------------|----------|------------|--------|-----------|
|                                   | 為替換算調整勘定 | 評価・換算差額等合計 |        |           |
| 平成20年8月31日残高                      | —        | —          | 67,383 | 4,626,136 |
| 連結会計年度中の変動額                       |          |            |        |           |
| 剰余金の配当                            |          |            |        | △152,856  |
| 当期純利益                             |          |            |        | 251,257   |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動<br>額（純額） | △1,077   | △1,077     | 5,108  | 4,031     |
| 連結会計年度中の変動額<br>合計                 | △1,077   | △1,077     | 5,108  | 102,432   |
| 平成21年8月31日残高                      | △1,077   | △1,077     | 72,492 | 4,728,568 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社パーク王

##### ② 主要な非連結子会社の名称等 SIAM IK CO., LTD.

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 SIAM IK CO., LTD.

SIAM IK CO., LTD. を新規に設立したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

##### ② 持分法適用会社については、決算日が連結決算日と異なるため、直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### （会計方針の変更）

当連結会計年度より、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物付属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～21年

車両運搬具 5～6年

その他 5～10年

###### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

#### (会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

#### ③ 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## 2. 表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品」「貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品」「貯蔵品」は、それぞれ605,383千円、1,867千円であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 776,606千円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途 場 所 | 種 類      | 減 損 損 失<br>(千円) |
|---------|----------|-----------------|
| 事業用資産   | リース資産    | 17,062          |
|         | 建物及び構築物他 | 43,850          |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、リース資産17,062千円、建物及び構築物34,839千円、有形固定資産（その他）9,010千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値をゼロとして測定しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 152,856株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

### ①配当金支払額

| 決 議                            | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日           |
|--------------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|-----------------|
| 平成20年<br>11月27日<br>定時株主<br>総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 61,142         | 400.00          | 平成20年8月31日 | 平成20年<br>11月28日 |

### ②中間配当金支払額等

| 決 議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日          |
|-----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|----------------|
| 平成21年<br>4月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 91,713         | 600.00          | 平成21年2月28日 | 平成21年<br>5月11日 |

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成21年11月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

| 決議                            | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日           |
|-------------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|-----------------|
| 平成21年<br>11月26日<br>定時株主<br>総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 91,713         | 600.00          | 平成21年8月31日 | 平成21年<br>11月27日 |

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成17年11月29日<br>定時株主総会決議 | 平成18年11月28日<br>定時株主総会決議 |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                    | 普通株式                    |
| 目的となる株式の数  | 561株                    | 1,014株                  |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

6. 企業結合等関係

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 30,460円54銭  
1株当たり当期純利益 1,643円75銭

8. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

平成21年9月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

① 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

② 取得に係る事項の内容

- 取得対象株式の種類 普通株式
- 取得する株式の総数 7,000株 (上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.58%)
- 株式の取得価額の総額 350,000千円 (上限)
- 取得期間 平成21年10月15日～平成22年2月19日
- 取得方法 市場取引 (立会外取引を含む)

## 貸借対照表

(平成21年 8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,620,576</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,176,543</b> |
| 現金及び預金                 | 3,325,726        | 買掛金                    | 83,314           |
| 売掛金                    | 157,757          | リース債務                  | 14,506           |
| 商品                     | 771,135          | 未払金                    | 523,162          |
| 貯蔵品                    | 21,750           | 未払費用                   | 160,771          |
| 前払費用                   | 210,241          | 未払法人税等                 | 284,000          |
| 繰延税金資産                 | 42,901           | 未払消費税等                 | 8,344            |
| 未収入金                   | 83,480           | 前受金                    | 56,573           |
| その他                    | 7,582            | 預り金                    | 38,886           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,563,707</b> | その他                    | 6,984            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>798,377</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>286,828</b>   |
| 建物                     | 570,282          | リース債務                  | 40,894           |
| 構築物                    | 27,239           | 関係会社損失引当金              | 241,646          |
| 車両運搬具                  | 62,190           | その他                    | 4,287            |
| 工具器具備品                 | 75,906           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,463,371</b> |
| リース資産                  | 50,252           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 建設仮勘定                  | 12,506           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,648,420</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>138,611</b>   | 資本金                    | 585,650          |
| 商標権                    | 5,023            | 資本剰余金                  | 605,272          |
| 電話加入権                  | 7,631            | 資本準備金                  | 605,272          |
| ソフトウェア                 | 118,941          | 利益剰余金                  | 3,457,497        |
| リース資産                  | 1,058            | 利益準備金                  | 13,250           |
| ソフトウェア仮勘定              | 5,955            | その他利益剰余金               | 3,444,247        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>626,718</b>   | 別途積立金                  | 1,230,000        |
| 出資金                    | 240              | 繰越利益剰余金                | 2,214,247        |
| 長期貸付金                  | 5,569            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>72,492</b>    |
| 従業員長期貸付金               | 1,173            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,720,912</b> |
| 関係会社長期貸付金              | 90,000           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>6,184,284</b> |
| 長期前払費用                 | 6,938            |                        |                  |
| 繰延税金資産                 | 104,761          |                        |                  |
| 敷金・保証金                 | 495,036          |                        |                  |
| 貸倒引当金                  | △77,000          |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>6,184,284</b> |                        |                  |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(平成20年9月1日から  
平成21年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        | 額          |
|--------------|------------|------------|
| 売上高          |            | 23,108,357 |
| 売上原価         |            |            |
| 商品期首たな卸高     | 604,403    |            |
| 当期商品仕入高      | 10,691,620 |            |
| 合計           | 11,296,023 |            |
| 商品期末たな卸高     | 771,135    | 10,524,887 |
| 売上総利益        |            | 12,583,469 |
| 販売費及び一般管理費   |            | 11,915,747 |
| 営業利益         |            | 667,722    |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息及び受取配当金  | 3,737      |            |
| クレジット手数料収入   | 30,248     |            |
| 受取賃貸収入       | 3,227      |            |
| 受取保険金        | 4,004      |            |
| 雑収入          | 11,404     | 52,622     |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 1,117      |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 10,569     |            |
| 雑損           | 2,344      | 14,031     |
| 経常利益         |            | 706,313    |
| 特別利益         |            |            |
| 固定資産売却益      | 580        |            |
| 関係会社損失引当金戻入益 | 14,128     |            |
| 新株予約権戻入益     | 857        | 15,567     |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産除却損      | 15,744     |            |
| 減損損失         | 51,253     |            |
| 関係会社株式評価損    | 6,054      |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 61,431     |            |
| その他の         | 6,200      | 140,684    |
| 税引前当期純利益     |            | 581,196    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 301,835    |            |
| 法人税等調整額      | 170,039    | 471,875    |
| 当期純利益        |            | 109,321    |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成20年9月1日から  
平成21年8月31日まで）

（単位：千円）

|                             | 株主資本    |         |         |        |
|-----------------------------|---------|---------|---------|--------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金  |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金  |
| 平成20年8月31日残高                | 585,650 | 605,272 | 605,272 | 13,250 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |         |        |
| 剰余金の配当                      |         |         | —       |        |
| 当期純利益                       |         |         | —       |        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         | —       |        |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —       | —       | —      |
| 平成21年8月31日残高                | 585,650 | 605,272 | 605,272 | 13,250 |

|                             | 株主資本      |             |                 |            | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-----------------------------|-----------|-------------|-----------------|------------|-----------|-----------|
|                             | 利益剰余金     |             |                 | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                             | その他利益剰余金  |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |           |
|                             | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |            |           |           |
| 平成20年8月31日残高                | 1,230,000 | 2,257,781   | 3,501,031       | 4,691,955  | 67,383    | 4,759,338 |
| 事業年度中の変動額                   |           |             |                 |            |           |           |
| 剰余金の配当                      |           | △152,856    | △152,856        | △152,856   |           | △152,856  |
| 当期純利益                       |           | 109,321     | 109,321         | 109,321    |           | 109,321   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |             |                 |            | 5,108     | 5,108     |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | △43,534     | △43,534         | △43,534    | 5,108     | △38,425   |
| 平成21年8月31日残高                | 1,230,000 | 2,214,247   | 3,457,497       | 4,648,420  | 72,492    | 4,720,912 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

##### ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物付属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |       |
|----------|-------|
| 建物(付属設備) | 3～21年 |
| 構築物      | 10年   |
| 車両運搬具    | 5～6年  |
| 工具器具備品   | 5～10年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取

引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 関係会社損失引当金

関係会社に対する債務保証等の損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、出資金額等を超えて当社が負担すると見込まれる損失見込額を計上しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」については、金額の重要性が増したため区分掲記しました。

なお、前事業年度における金額は以下のとおりであります。

未収入金 45,494千円

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 754,556千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
関係会社に対する短期金銭債権 5,505千円

### (3) 債務保証

当社子会社である株式会社パーク王について、下記の契約に対し債務保証を行っております。

#### ① リース契約にかかる債務保証

| 提出先          | 金額        | 内容                |
|--------------|-----------|-------------------|
| 三菱UFJリース(株)  | 137,518千円 | リース契約にかかる債務保証     |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 168,000千円 | 金融機関からの借入にかかる債務保証 |
| (株)三井住友銀行    | 70,000千円  | 金融機関からの借入にかかる債務保証 |
| 計            | 375,518千円 | —                 |

なお、株式会社パーク王に対して、上記債務保証等の損失に備えるため、関係会社損失引当金を241,646千円計上しております。

#### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高

5,572千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途   | 場 所            | 種 類   | 減 損 損 失<br>(千円) |
|-------|----------------|-------|-----------------|
| 事業用資産 | 札幌店他<br>(7事業地) | リース資産 | 9,782           |
|       |                | 建物他   | 41,471          |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、リース資産9,782千円、建物28,618千円、その他12,852千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値をゼロとして測定しております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

#### 6. 企業結合等関係

該当事項はありません。

#### 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生の原因別の内訳

①流動の部

たな卸資産評価損否認

15,510千円

未払事業税

22,385

未払事業所税

4,002

その他

1,003

繰延税金資産（流動）合計

42,901

## ②固定の部

|              |          |
|--------------|----------|
| 減価償却超過額      | 3,105千円  |
| 繰延資産償却超過額    | 12,176   |
| 減損損失         | 91,636   |
| 貸倒引当金        | 29,304   |
| 関係会社株式評価損    | 31,462   |
| 関係会社損失引当金    | 98,350   |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 266,035  |
| 評価性引当金       | △161,273 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 104,761  |
| 繰延税金資産合計     | 147,663  |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率<br>(調整)     | 40.7% |
| 住民税均等割             | 11.7% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.3%  |
| 評価性引当金増加           | 27.7% |
| その他                | △0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 81.2% |

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額<br>相当額 | 減損損失累計額<br>相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|----------------|----------------|---------|
|        | 千円      | 千円             | 千円             | 千円      |
| 車両運搬具  | 111,863 | 88,732         | 4,162          | 18,968  |
| 工具器具備品 | 273,075 | 180,067        | 7,491          | 85,516  |
| 合計     | 384,939 | 268,800        | 11,654         | 104,485 |

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

|                |           |
|----------------|-----------|
| 未経過リース料期末残高相当額 |           |
| 1 年 内          | 56,700千円  |
| 1 年 超          | 65,164千円  |
| 合 計            | 121,865千円 |
| リース資産減損勘定の残高   | 10,090千円  |

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

|               |          |
|---------------|----------|
| 支払リース料        | 94,901千円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | 1,131千円  |
| 減価償却費相当額      | 87,866千円 |
| 支払利息相当額       | 5,028千円  |
| 減損損失          | 9,230千円  |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 属 性 | 会社等の名称 | 議 決 権<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係              | 取 引 の 内 容 | 取 引 金 額<br>(千円)<br>(注2) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|-----|--------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------|-------------------------|-----|-----------------|
| 子会社 | ㈱ パーク王 | 所有<br>直接<br>100.0                | 債務保証・資<br>金融資・業<br>務の受託・役員<br>の兼務 | 債務保証(注1)  | 375,518                 | —   | —               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 株式会社パーク王の金融機関からの借入及びリース取引について、当社が債務保証を行っております。取引金額については債務保証残高である借入金残高238,000千円及びリース債務期末残高137,518千円を記載しております。また、保証料の受取りは行っておりません。なお、株式会社パーク王に対して、上記債務保証等の損失に備えるため、関係会社損失引当金を241,646千円計上しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 30,410円46銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 715円19銭    |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### 自己株式の取得

平成21年9月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

#### ①自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

#### ②取得に係る事項の内容

- |             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| ・取得対象株式の種類  | 普通株式                                        |
| ・取得する株式の総数  | 7,000株（上限）<br>（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.58%) |
| ・株式の取得価額の総額 | 350,000千円（上限）                               |
| ・取得期間       | 平成21年10月15日～平成22年2月19日                      |
| ・取得方法       | 市場取引（立会外取引を含む）                              |



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月13日

株式会社アイケイコーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北方 宏樹 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイケイコーポレーションの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイケイコーポレーション及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月13日

株式会社アイケイコーポレーション

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北方 宏樹 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイケイコーポレーションの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）及び「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行に関しても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年10月23日

株式会社アイケイコーポレーション 監査役会

常勤監査役 増 渕 洋 吉 ㊟

監 査 役 諏 訪 浩 ㊟

監 査 役 長 坂 忠 宏 ㊟

(注) 監査役諏訪浩、監査役長坂忠宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第11期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第11期の期末配当につきましては、かかる方針をふまえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、下記のとおりとさせていただきます。

これにより中間配当金1株当たり600円を含めた年間配当金は1株当たり1,200円となり、前期と比べ1株当たり400円の増配となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金600円 総額91,713,600円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年11月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、いわゆる株券電子化により株券が無効となりました。これにともない、定款から株券の発行を前提とした規定を削除するとともに、「実質株主」や「実質株主名簿」といった従来の保管振替制度を前提とした事項を削除することが必要となります。このため、現行定款第7条を削除し、現行定款第9条、第12条および第44条ならびに第45条の変更を行うとともに、規定の削除に伴う条数の繰上げ、および文言の修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                               | 変 更 案                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                               | 第1章 総 則                                                                               |
| 第1条～第6条 (条文省略)                                                                                                        | 第1条～第6条 (現行どおり)                                                                       |
| 第2章 株 式                                                                                                               | 第2章 株 式                                                                               |
| (株券の発行)                                                                                                               | (削除)                                                                                  |
| <u>第7条 当会社の株式については、株券を発行する。</u>                                                                                       |                                                                                       |
| (自己の株式の取得)                                                                                                            | (自己の株式の取得)                                                                            |
| 第8条 (条文省略)                                                                                                            | 第7条 (現行どおり)                                                                           |
| (株主名簿管理人)                                                                                                             | (株主名簿管理人)                                                                             |
| 第9条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。                                                                                             | 第8条 (現行どおり)                                                                           |
| 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。                                                                                  | 2 (現行どおり)                                                                             |
| 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 | 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規定)<br/>第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)<br/>第11条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)<br/>第12条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。<br/>2 (条文省略)</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規定)<br/>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第37条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程)<br/>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>第39条 (条文省略)</p> | <p>(株式取扱規程)<br/>第9条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)<br/>第10条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)<br/>第11条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。<br/>2 (現行どおり)</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)<br/>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)<br/>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 当社は毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行なう事が出来る。</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社は毎年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行なう事が出来る。</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p> |



### 第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役4名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 石川 秋彦<br>(昭和39年9月23日) | 昭和58年4月 栗駒商事運輸(株)入社<br>昭和62年2月 (株)ナショナルオート入社<br>平成6年9月 メジャーオート(有)設立 代表取締役社長<br>平成9年7月 (有)キャブ設立 取締役<br>平成9年8月 (有)バイク王設立 取締役<br>平成9年9月 (有)ヴァルインターナショナル設立 取締役<br>平成10年9月 当社設立取締役会長(現任)<br>平成11年7月 (有)スピード設立 取締役<br>平成11年11月 (有)ケイアイセンター設立 代表取締役社長<br>平成12年2月 (有)モトガレージオープン設立取締役<br>平成12年9月 (有)モトガレージオープン 代表取締役社長<br>平成18年2月 (株)パーク王取締役<br>平成20年9月 SIAM IK CO.,LTD. 取締役社長(現任) | 39,151株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2     | 加藤 義博<br>(昭和46年1月31日) | 平成元年4月 山本良平商店入社<br>平成2年4月 日本ユニバーサル㈱入社<br>平成3年3月 ㈱ナショナルオート入社<br>平成7年5月 ㈱オーケイ設立 代表取締役社長<br>平成9年7月 ㈱キャブ設立 取締役<br>平成9年8月 ㈱バイク王設立 取締役<br>平成9年11月 ㈱ケイ設立 代表取締役社長<br>平成10年9月 当社設立 代表取締役社長(現任)<br>平成11年7月 ㈱スピード設立 取締役<br>平成11年11月 ㈱ケイアイセンター設立取締役<br>平成12年2月 ㈱モトガレージオープン設立取締役<br>平成12年9月 ㈱スピード代表取締役社長<br>平成15年12月 ㈱ケイ 取締役(現任)<br>平成19年5月 ㈱アイケイモーターサイクル代表取締役社長<br>平成21年6月 ゲンダイエージェンシー㈱取締役(現任) | 35,195株     |
| 3     | 大谷 真樹<br>(昭和46年1月22日) | 平成4年10月 ㈱ル・グラン 入社<br>平成9年11月 ㈱オーケイ 取締役<br>平成11年4月 ㈱オーケイ 代表取締役社長<br>平成12年1月 ㈱バイク王 代表取締役社長<br>平成12年2月 ㈱モトガレージオープン 取締役<br>平成12年11月 当社入社<br>平成13年1月 当社取締役営業本部長<br>平成19年2月 ㈱アイケイモーターサイクル取締役<br>平成19年5月 ㈱パーク王 取締役(現任)<br>平成19年11月 当社取締役副社長 営業本部管掌(現任)                                                                                                                                    | 3,158株      |
| 4     | 山 縣 俊<br>(昭和25年1月14日) | 昭和49年4月 太平洋興発㈱入社<br>平成13年5月 ㈱エイチ・シー・シー代表取締役社長<br>平成16年6月 太平洋興発㈱監査役<br>平成19年8月 当社入社<br>平成19年11月 ㈱パーク王取締役(現任)<br>㈱アイケイモーターサイクル取締役<br>平成20年11月 当社取締役 総合管理本部管掌(現任)                                                                                                                                                                                                                     | 5株          |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役3名全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 増 渕 洋 吉<br>(昭和19年9月11日) | 昭和42年4月 東邦生命保険相互会社入社<br>平成12年7月 当社入社<br>平成14年11月 当社監査役(現任)<br>平成18年3月 ㈱パーク王監査役(現任)<br>平成19年2月 ㈱アイケイモーターサイクル監査役                                                                                                                                                                  | 108株        |
| 2     | 諏 訪 浩<br>(昭和12年12月17日)  | 昭和36年4月 山一証券㈱入社<br>平成9年6月 山一ビジネスサービス㈱監査役<br>平成10年6月 日本精密㈱監査役<br>平成13年12月 ㈱日本イー・エム・シー監査役<br>平成15年7月 当社監査役(現任)<br>平成17年3月 マークラインズ㈱監査役就任(現任)                                                                                                                                       | —           |
| 3     | 山 口 達 郎<br>(昭和23年1月17日) | 昭和45年4月 山一証券㈱入社<br>平成10年3月 宝印刷㈱入社<br>平成12年5月 三和証券(現三菱UFJ証券)㈱入社<br>平成12年7月 同社執行役員<br>平成13年7月 UFJキャピタルマーケット証券(現三菱UFJ証券)㈱執行役員<br>平成14年6月 UFJつばさ証券(現三菱UFJ証券)㈱執行役員<br>平成17年6月 ㈱UFJつばさ研究所代表取締役<br>平成18年6月 MUハンズオンキャピタル㈱監査役<br>平成20年6月 ストロベリージャム㈱監査役(現任)<br>平成21年1月 ㈱レボ・トレーディング監査役(現任) | —           |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 諏訪浩氏および山口達郎氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者の選任理由について。

諏訪浩氏および山口達郎氏は、証券業界における豊富な知識と経験を有していること、ならびに他社において会社経営に携わっていたことから、当社において高い監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 諏訪浩氏の当社社外監査役在任期間は平成15年7月の就任以来本総会終結の時をもって6年4ヶ月であります。
5. 当該議案が原案どおり承認可決された場合には、社外監査役として、当社と山口達郎氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、この決議の効力は、当該決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとし、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位および<br>重要な兼職の状況                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 樋口 功雄<br>(昭和17年2月16日) | 昭和35年3月 ㈱リコー入社<br>平成元年6月 リコーロジスティック㈱ 経理部長<br>平成14年6月 同社監査役<br>平成18年1月 ㈱クオリテックトレーディング監査役<br>(現任) | —           |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者樋口功雄氏は、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 補欠監査役候補者樋口功雄氏は、社外監査役の要件を満たしております。
4. 補欠監査役候補者樋口功雄氏につきましては、これまで培ってきた豊富な実務ならびに監査役としての経験・知識を、当社監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当該議案が原案どおり承認可決され、樋口功雄氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として、当社と樋口功雄氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

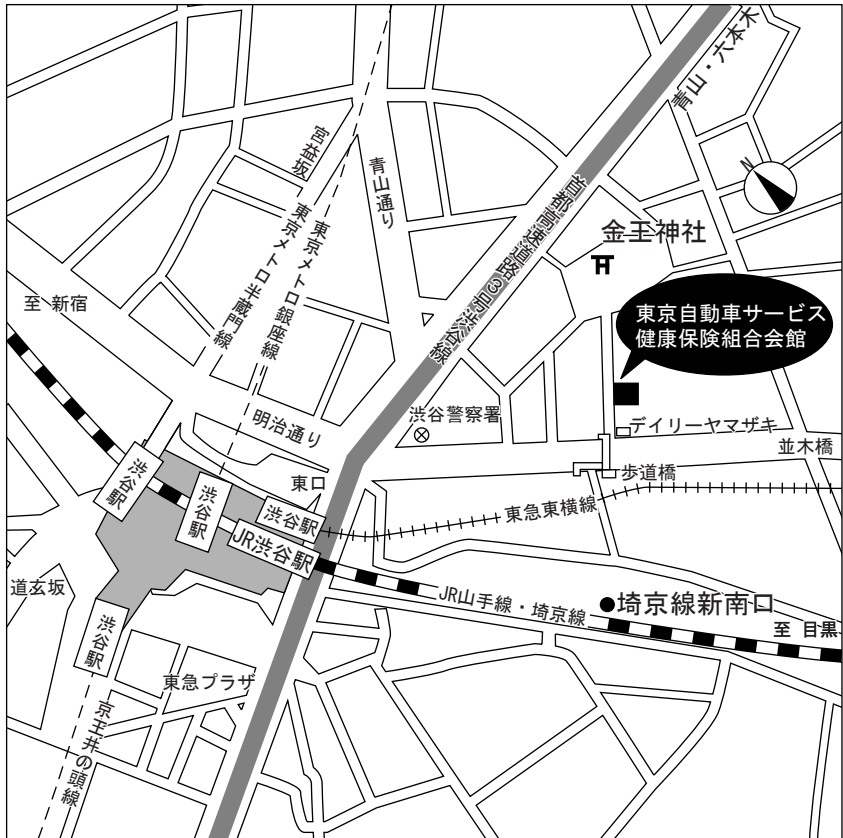


# 株主総会会場のご案内図

会 場：〒150-8911

東京都渋谷区渋谷三丁目11番12号

東京自動車サービス健康保険組合会館 4階 大講堂



交通：JR山手線・埼京線・東京メトロ銀座線・半蔵門線・東急東横線・京王井の頭線「渋谷」駅東口から徒歩6分

※ この招集通知書は、再生紙および環境に優しい大豆油インキを使用しております。